

第5回 鳴瀬川総合開発環境検討委員会 技術的助言

日 時 : 令和2年3月25日(水)

1. 国土交通大臣意見に対する事業者の対応に関する事項

NO	意 見	回答及び対応方針
1	<p>・評価書 P7.3-1 に示す環境の状況の把握のための措置の基本方針④の補正について、適切な表現を検討する。</p>	<p>委員の指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>④事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、調査結果や専門家の指導及び助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討を行い、環境への影響を回避、低減するために必要な措置を講ずる。</p>
2	<p>・評価書 P7.3-1 に示す環境の状況の把握のための措置の基本方針に追加する⑥について、事後調査、環境監視の結果、環境保全措置が混同され、分かりにくい表現であるため、分かりやすい文章に検討する。</p> <p>・本事業の環境影響分析をどの段階から行うのか分かりにくいいため、分かりやすい文章に検討する。</p>	<p>委員の指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>⑥本事業の工事に伴う環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置については、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を適切な時期に報告書としてとりまとめ、公表する。また、事後調査や環境監視により、必要となった環境保全措置を講じる場合にも報告書にとりまとめ、公表する。</p>
3	<p>・評価書 P7.3-1 に示す環境の状況の把握のための措置の基本方針について、「⑥事後調査の結果については、適切な時期にとりまとめ公表する」は⑦として残して記載する。</p>	<p>「⑥事後調査の結果については、適切な時期にとりまとめ公表する」は⑦として基本方針に残して記載する。</p>

NO	意 見	回答及び対応方針
4	<p>・国土交通大臣意見の動植物及び生態系に対する影響のアについて、「営巣中心域及び高利用域の減少や分断を極力回避するとともに営巣期における工事は極力避けること」に対する事業者の記載が不足していると思われる。</p>	<p>評価書 P7.1.5-912 の記載にあるとおり、「工事前及び工事中に調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになる場合は、専門家の指導・助言を得ながら対応する」の結果、国土交通大臣意見の内容に留意することになることから、評価書の補正は行いませんが、適切に対応する。</p>
5	<p>・評価書の記載に環境監視に関する記載はあるが、国土交通大臣意見の「動植物の生息・生育環境への重大な影響が確認された場合には、専門家の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること」に対する記載はないのか。</p>	<p>評価書の各項目において、環境保全措置と併せて実施する対応に「環境への影響が懸念される事態が生じた場合は、必要に応じて調査を行い、これにより環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言を得ながら、適切な措置を講ずる」との記載があり、評価書の補正は行いませんが、適切に対応する。</p>